

さらに議論が必要な論点

1. 居室面積等にかかる経過措置のあり方について①

- 無料低額宿泊所の居室については、①居室面積、②1居室あたりの人数、③個室の形状(簡易個室)に関して、それぞれ最低基準の内容について方向性を提示するとともに、現存する最低基準を満たさない居室については、一定の経過措置を設けることを提案していたが、その経過措置の具体的な内容についてどのように考えるか。

居室の面積基準

これまでの検討会で提示した方向性

- ・ 居室面積については、現行ガイドラインの規定を基本として、① 原則7.43㎡以上とし、② 地域の事情に応じて4.95㎡以上とすると整理してはどうか。
- ・ 居室面積が4.95㎡に満たない居室については、一定の条件を付した上で使用を認める経過措置を設けてはどうか。

経過措置等の考え方

<新規追加部分>

- 居室面積については、既存の基準を満たさない施設が新たに基準を満たそうとした場合、壁・柱等の主要構造物の工事など大規模な改修が必要となる場合があり、既存建物での事業実施自体ができなくなることも考えられる。
他の社会福祉施設の最低基準の改正の際にも、新たな面積基準を設けた場合には、最低基準を満たさなくなる既存施設については、新たな基準の適用を除外したり、条件をつけて利用を認めている例が多い。
- したがって居室面積が新基準に満たない既存施設(現ガイドラインに改定された平成27年4月以前から利用に供されていた施設に限る)について、以下の条件を満たす場合には、使用を認めることとしてはどうか。
 - ① 基準を満たしていないことを重要事項説明書等に記載した上で、入居者に説明し了解を得ること
 - ② 以下の代替策が講じられていること
 - ・ 入居者の共用スペースの確保
 - ・ 私物の収納・保管場所を別に確保する
 - ・ (将来の改築、移転)改善計画を策定・提出すること(※)
 - ③ 同一施設において居室の増は認められないこと
 - ④ 居室の床面積が3.3㎡以上であること
- なお、これまで無料低額宿泊所には適用していなかった住宅扶助の面積減額措置を適用する。
(減額措置の内容については、今後、検討会において議論)

(参考) 現状(H30.7月末時点)調査結果速報値(回答精査中)

	個室のある施設・個室の数 全体	うち4.95㎡未満の居室	うち簡易個室が有ると回答した施設
施設数	511施設	37施設	19施設
居室数	16,533室	912室	713室

1. 居室面積等にかかる経過措置のあり方について②

居室の定員(多人数居室)

検討会で提示した方向性

- ・居室は現行のガイドラインどおり原則として個室としてはどうか。(家族用の居室等を除く)
- ・その上で、現存する多人数居室については、一定の条件を付した上で使用を認める経過措置を設けてはどうか。
- ・また、その場合でも多人数居室については一時的な使用に限定するなど、個室との取扱いと区分してはどうか。
(日常生活支援住居施設の要件上の取扱いは別途検討)

経過措置等の考え方

<新規追加部分>

- 多人数居室については、基本的に改修工事等は必要なく、居室毎の定員を減らせば対応できるため、各地域において必要な資源の確保、既入所者の転所等に要する期間等を勘案して、下記のとおり期限を限定した経過措置を設けてはどうか。

・経過措置期間 2025年3月末まで(2020年4月から5年)

- なお、住宅扶助基準額の算定については、現行どおり1居室あたりの住宅扶助基準額を居室の定員で除した額を上限とする取扱いは維持する。

※ また、多人数居室の解消に向けて、

- ・福祉事務所における生活保護受給者への新規入所の紹介等を行わない
- ・既入居者については、施行後1年後の間までに福祉事務所から転居先の提示等を行うなど、アパート等の居宅への移行や、個室への転所等を推進する等の対応を検討

(参考) 現状(H30.7月末時点)調査結果速報値(回答精査中)

	個室以外の居室がある施設
施設数	109施設
居室数	1,154室

※個室以外の居室の中には家族用居室も含まれる

1. 居室面積等にかかる経過措置のあり方について③

いわゆる「簡易個室」の取扱いについて

検討会で提示した方向性

- いわゆる「簡易個室」については、プライバシーが十分確保されているとはいいがたいことから、「個室」については、天井まで達している硬質の壁で区切られていること、廊下から居室への入り口は独立の硬質の扉が設けられていることを要件としてはどうか。
- 間仕切りが天井まで達していないなど「個室」の要件を満たさない居室については、段階的に解消を図っていくこととしてはどうか。
その上で、現存する「簡易個室」については、一定の条件を付した上で使用を認める経過措置を設けてはどうか。
- また、その場合でも、通常の個室との差を設ける観点から、「簡易個室」における住宅扶助基準の適用については、一定の減額を行う等の取扱いを検討してはどうか。（日常生活支援住居施設の要件上の取扱いは別途検討）

経過措置等の考え方

<新規追加部分>

- 簡易個室については、平成15年に無料低額宿泊所のガイドラインを策定する際に、当時一般的であった多人数居室の環境を改善するため容認されてきた経緯はあるが、生活音等、プライバシーの面で問題があり、既存の簡易居室についても解消を図っていく必要がある。
- 解消にあたっては、間仕切り壁の撤去、居室毎の定員を減らせば対応が可能なものであるため、各地域において必要な資源の確保、既入所者の転所等に要する期間等を勘案して、下記のとおり期限を限定した経過措置を設けてはどうか。

・経過措置期間 2025年3月末まで(2020年4月から5年)

※ また、簡易個室の解消に向けて、

- ・福祉事務所における生活保護受給者への新規入所の紹介等は原則として行わない
- ・既入居者については、アパート等の居宅への移行や、個室への転所等を推進する等の対応を検討

- そのほか、現行、1居室あたりの上限額は通常の個室と同額としているが、通常の個室との差別化を図ることから一定の減額措置を講じることとしてはどうか。
・1居室あたりの基準額に0.8(※)を乗じた額を上限額とする。
(以後、段階的に減額率を引き上げることも検討)

(参考)

介護保険の特定入所者介護サービス費（居住費負担）基準費用額

ユニット型個室 1,970円 a

ユニット型個室的多床室 1,640円 b

($b/a=0.83$)

2. 無料低額宿泊事業の人員に関する基準について

検討会で提示した方向性

施設管理者の配置

- ◆ 無料低額宿泊事業においては、入居や退去に関する調整業務、入居者や施設の安全管理等の業務の責任者として、専任の施設管理者の配置を求めることとしてはどうか。
- ◆ 施設管理者は、主たる業務として当該施設の業務を担当している者とするが、「専従」規定は設けず、他の業務との兼務も差し支えないこととしてはどうか。

施設管理者の要件

施設管理者の要件については、現行ガイドラインの要件(下記ア～ウ)のとおり、最低基準に位置づけてはどうか。

- ア 社会福祉法第19条第一項各号のいずれかに該当する者 (※)
- イ 社会福祉事業に2年以上従事した者
- ウ ア又はイと同等以上の能力を有していると認められる者
- ◆ その上で、「社会福祉事業に2年以上従事した者」の要件における社会福祉事業の範囲については、清掃・調理業務等の業務の経験は含めないことを解釈通知等で明記してはどうか。
- ◆ 「同等以上の能力を有していると認められる者」の具体的判断基準については、各種社会福祉施設の共通の取扱いとして「社会福祉施設の長の資格要件について(昭和53年2月20日社庶13号)」により、施設長資格認定講習会の課程を修了した者とされており、無料低額宿泊事業の施設管理者も当該通知の取扱いによるものとしてはどうか。

その他の職員の配置

- ◆ その他の職員配置については、現行ガイドラインを踏襲し、「施設の入居者数及び提供するサービスの内容に応じて必要な職員数を配置すること」としてはどうか。
- ◆ また、日常生活支援の委託を受ける場合に必要な職員の配置基準については、日常生活支援住居施設の認定要件において定めることとして、最低基準上は、「日常生活支援住居施設として日常生活上の支援の委託を受ける場合は、当該施設における職員配置の要件を満たすこと」としてはどうか。

地域に点在する住居等を一体的に管理して事業実施する場合の取扱い

- ◆ 地域に点在する住居等を一体的に管理運営する事業形態の場合、事業の適正な実施を確保する観点から、何らかの基準を設けてはどうか。(住居間の距離(移動時間)、施設管理者が担当できる利用者数の上限等)
- ◆ その上で、上記の一体的事業として運営する事業単位ごとに、専任の施設管理者及び提供するサービスの内容に応じた必要な職員を配置することとしてはどうか。

検討会における主な発言

- ・「施設」とは何か、利用者にとって必要な支援とは何かという基本に立ち返ると、職員が常駐して施設運営にあたる必要があるのではないか。1施設に1人の常駐の職員がいることが条件になるのでは。
- ・専任としても、そのための人件費をどこで賄うのか。社会福祉施設と、無料低額宿泊所では、行政からの補助金等の仕組みが全く異なることを前提にしないと大きな誤解を招くのではないか。
- ・住居だけ提供して、ケアが無いというところが事業としてよいのか。アパートではだめなのかということになる。

職員配置の最低基準について

- 措置費等で運営される社会福祉施設等とは、事業の位置づけ等が異なることから、無料低額宿泊所の施設管理者については、法律の規定どおり専任(※)として、特に専従規定を設けないこととしてはどうか。

＜職員の配置基準(案)＞

- 1 施設長 1名
- 2 職員 施設の入居者数及び提供するサービス内容に応じた数
- 3 日常生活支援住居施設として生活扶助の委託を受ける場合は、当該施設における職員の配置の要件を満たした数

※ 主としてその業務を担当する者として勤務する必要があるが、当該施設の職務以外に、他の無料低額宿泊所の職務や無料低額宿泊所以外の業務に従事することを妨げない。

無料低額宿泊所の職員の業務

＜新規追加部分＞

- その上で、無料低額宿泊事業の共通の業務として、「利用者の状況把握」を行うこととしてはどうか。
- 利用者の状況把握については、他の事業等も参考にして、原則、1日1回以上行うこととしてはどうか。

【サービス付き高齢者向け住宅の例】

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（H23厚生労働省・国土交通省令第2号）

（高齢者生活支援サービス）

第五条 法第六条第一項第十号の国土交通省令・厚生労働省令で定める高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスは、次に掲げるものとする。

- 一 状況把握サービス
- 二 生活相談サービス

（以下略）

（状況把握サービス及び生活相談サービスの基準）

第十一条 （略）

- 二 前号の状況把握サービスを、各居住部分への訪問その他の適切な方法により、毎日一回以上、提供すること。

【障害福祉サービス 共同生活住居（グループホーム）の例】（解釈通知）

3（5）介護及び家事等（基準211条）

④ サテライト型住居の入居者への支援

サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。

なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として1日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数や訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やその心身の状況に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。

- 定員が5人以上の無料低額宿泊事業については、一つの無料低額宿泊所として届出を行うとともに、専任の施設長の配置が必要となるが、現行、事業を実施している施設のうち小規模なものについては、施設長が何らかの業務と兼務している場合も多い。

(※ 入居定員が10人未満の施設のうち、施設長が何らかの業務を兼務して居る施設が約7割となっている)

- 入居定員が少人数であり、無料低額宿泊所間の移動に時間がかからないなど、利用者の状況把握等に支障が生じないと考えられる範囲であれば、2つの無料低額宿泊所の施設長を兼務できることとしてはどうか。

基本形態

1. 設置形態

- ・通常の無料低額宿泊所と同様、それぞれ一つの無料低額宿泊所として届出を行う。

2. 職員配置

- ・1人の施設長が2つの無料低額宿泊所の施設長を兼務できることとする。

- ・その他サービス内容に応じた職員を配置する。

※ 通常の無料低額宿泊所と同様、原則として施設長又はその他の職員により1日1回以上の状況把握を行う。

(施設長以外の職員を配置する場合、当該職員についても、2つの施設業務等に従事することができる)

事業要件

ア. 入居者数の上限

① 1施設あたりの入居者数

- ・利用定員が一定規模以上の住居の場合、各住居の事業について専任すべきであるため、兼務が可能とする無料低額宿泊所は、利用定員が少数の場合に限定してはどうか。
- ・1宿泊所の利用定員の上限については、障害者のグループホーム(1ユニットの定員)等を参考に10人以下としてはどうか。

【参考】

○障害福祉サービス：共同生活援助（基準省令）
（設備）

第210条（略）

4 共同生活住居は、その入所定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人とすることができる。

7 ユニットの入居定員は2人以上10人以下とする。

② 全体の利用者数

- ・施設長の兼務は2施設までとして、2つの施設をあわせた利用者数の上限は20人(最大10人×2施設)とする。

【参考】

- ・無料低額宿泊所の調査の回答からみると、常勤職員1人あたりの入居者数は概ね20人程度となっている。
(常勤職員1人あたりの入居者数：単純平均 24人 上下10%を除く平均 22人)(精査前)

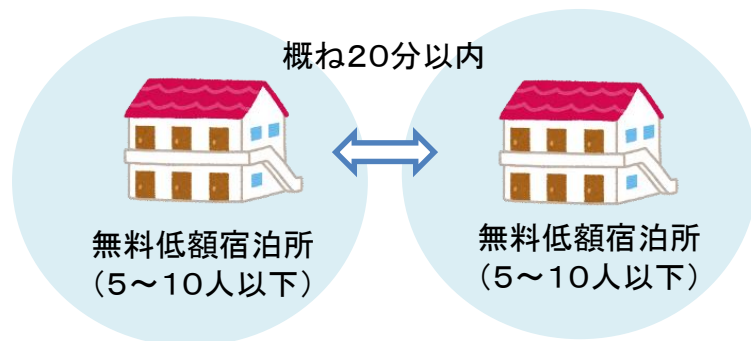
イ. 宿泊所間の距離

- ・利用者への支援等に支障が生じないように、介護保険サービスの規定を参考に、「2つの宿泊所間を概ね20分程度で移動できる範囲内であること」としてはどうか

【参考】

- 介護保険サービス：小規模多機能型居宅介護（解釈通知）
 - ・サテライト型事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ運営する(略)
 - ・本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。
- 障害福祉サービス：共同生活援助（解釈通知）
 - ・指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を（略）指定共同生活援助事業所として指定する
 - ・この場合の「一定の地域の範囲」とは、（略）主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合（略）
 - ・サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。

施設長が兼務可能な宿泊所(イメージ)



- 現行、法的位置づけの無い施設等として運営している事業者の中には、5人未満の住居を複数設置して、事業全体としては一定以上の生計困難者を対象とした事業を実施している場合もあり、そのような場合は、利用者保護の観点から、無料低額宿泊事業として届出対象とする必要があるのではないか。
- 一方で、地域の中にある小規模な住宅等を活用した事業形態は、より居宅に近い形の生活を送る中での支援が可能となるため、居宅移行等に向けた訓練や準備を行う場としての役割も期待され、障害者のグループホームにおいても、本体施設と別の場所にサテライト型住居を設置した事業が実施されている。
- そのため、無料低額宿泊所においても、障害者のグループホームで行われているような、サテライト型住居を設置する形態を一つの事業形態として整理してはどうか。
- ただし、その場合、住居内に職員が常駐しないことになることから、利用者の支援に支障が生じないように、住居間の距離、入居者数等について、一定の要件等を設けてはどうか。

基本形態

1. 設置形態

- ・本体となる無料低額宿泊所にサテライト型住居を設けることができることとし、本体施設とサテライト型住居を一つの無料低額宿泊所として届出を行う。

2. 職員配置

- ・無料低額宿泊所(本体施設とサテライト型住居)単位で、専任の施設長及びサービス内容に応じた職員を配置する。
※ 通常の無料低額宿泊所と同様、原則として施設長又はその他の職員により1日1回以上の状況把握を行う。

事業要件

ア. 入居者数の上限

① 本体施設の利用定員

- ・本体施設の利用定員が一定規模以上の場合、その事業について専任すべきであるため、サテライト型住居を設置して運営できる本体施設は、小規模に限定してはどうか。
- ・本体施設の利用定員の上限については、5人以上10人以下としてはどうか。

② サテライト型住居の利用定員

- ・5人以上の施設の場合は、単独で無料低額宿泊所の届出対象になることから、サテライト型住居の利用定員は、1人～4人以下としてはどうか。

③ 事業全体の利用定員

- ・利用者の支援等に支障が生じないように本体施設とサテライト型住居をあわせた利用定員について上限を設けるべきではないか。
- ・事業全体の利用定員については、障害者のグループホームの定員と参考に20人を上限としてはどうか。

【参考】

○障害福祉サービス：共同生活援助（基準省令）
（設備）

第210条（略）

- 4 共同生活住居は、その入所定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人とすることができる。
- 7 ユニットの入居定員は2人以上10人以下とする。

【参考】

○障害福祉サービス：共同生活援助（報酬告示）

注7 共同生活援助サービス費の算定にあたって、次の（1）から（5）までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

（4）共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93

（5）一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員（（略）サテライト型住居にかかる入居定員含む）の合計数が21人以上である場合 100分の95

イ.サテライト型住居の箇所数

- ・1日1回、サテライト型住居へ訪問等を実施することを想定した場合、サテライト型住居の箇所数に上限を設けてはどうか。
- ・本体施設とあわせ全体の箇所数を5か所まで（※）とし、サテライト型住居の数は4を上限としてはどうか。
（※訪問の場合は、午前2か所、午後3か所をイメージ）

【参考】

○障害福祉サービス：共同生活援助（解釈通知）

（5）サテライト型住居

- ② サテライト型住居は、一の本体住居に2か所の設置を限度とする。

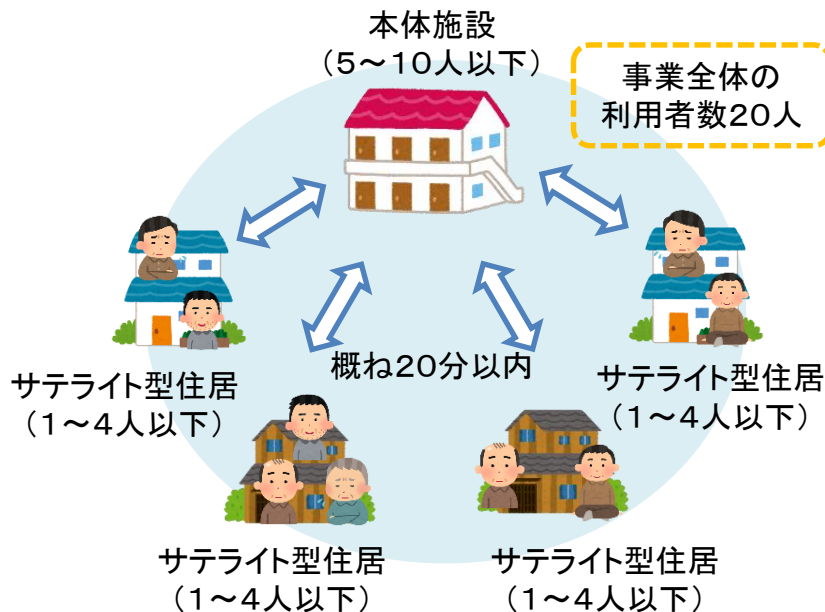
ウ.住居間の距離

- ・利用者への支援等に支障が生じないように、介護保険サービスの規定を参考に「本体施設とサテライト型住居間の距離が概ね20分程度で移動できる範囲内であること」としてはどうか

【参考】

- 介護保険サービス：小規模多機能型居宅介護（解釈通知）
 - ・サテライト型事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ運営する（略）
 - ・本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。
- 障害福祉サービス：共同生活援助（解釈通知）
 - ・指定共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を（略）指定共同生活援助事業所として指定する
 - ・この場合の「一定の地域の範囲」とは、（略）主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合（略）
 - ・サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。

サテライト型住居を設けた事業実施（イメージ）



3. 無料低額宿泊事業の運営に関する基準について①

無料低額宿泊所の利用期間(「一時的な施設」としての位置づけ)について

- 無料低額宿泊事業について、これまで一時的な利用を前提としていたことについて、検討会では、期間の限定等は行わず、以下のとおり居宅と社会福祉施設等との間の中間的な施設としての位置づけを提示したところ

検討会で提示した方向性

- ◆ 事業者が配慮すべき事項として、以下を規定してはどうか。

①居宅移行のための援助

- ・入居者の心身の状況、その置かれている環境に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮すること
- ・居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対しては、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めること

②他の施設等への移行のための援助

- ・入居者が、病気の療養や介護状態になった場合などにより、無料低額宿泊所において適切なサービスを提供することが困難な場合については、他の社会福祉施設への転所など必要な援助に努めること。

③福祉事務所等との連携

- ・居宅移行又は他の施設等への移行のための援助を行う場合には、福祉事務所や相談支援機関などの関係機関との連携を図ること

追加提示事項

<新規追加部分>

- 無料低額宿泊所の利用者は、何らかのニーズを有していたり、直ちに単身での生活が困難な場合や、他の社会福祉施設等の利用対象とはならない方も利用している実態があると考えられる。利用者のニーズは多様であり、無料低額宿泊所に入居せざるを得ない実態もあることから、一律に入居期間等を限定することは困難ではないか。
- ただし、入居の必要性等の検討が行われないうまま、入居期間が長期化することは適切ではないことから、無料低額宿泊所の利用契約期間については、1年以内とすることを規定する、契約更新にあたっては、入居者本人の意思確認及び関係機関等(生活保護受給者の場合は福祉事務所)とのカンファレンス等により、その更新の必要性について必ず検討を行うこととしてはどうか。

3. 無料低額宿泊事業の運営に関する基準について②

利用料に関する事項について（金額の設定）

検討会で提示した方向性

- ◆ 現行ガイドラインを基本とした上で、できる限り具体化を図る観点から、次のとおりとしてはどうか。
 - ①居室使用料
 - ・無料又は低額とし、「低額」は、近隣同種の住宅に比べて低額であるか、施設所在地の住宅扶助基準額以内の額であること
 - ・居室料は、当該宿泊所の整備に要した費用又は建物の賃借料、地代、修繕費、維持管理費、管理事務費（※1）を基礎として合理的に算定すること
 - （※1）管理事務費には、入退居の手続きや利用料の徴収、その他の管理業務に係る人件費を含む
 - ・敷金、礼金など入居に当たって一時金の負担を求めないこと
 - ②食事の提供に要する費用
 - ・食材料費及び調理等に関する費用（※2）に相当する額を基本とすること
 - ・弁当など市販品等を配布する場合は、購入金額の実費に相当する費用とすること
 - （※2）調理等に関する費用については、調理等の業務に係る人件費を含む
 - ③光熱水費
 - ・居室及び共用部に係る光熱水費の実費に相当する金額とすること
 - ④共益費
 - ・共用部分の清掃費、共用備品等の整備など共用部の環境整備に要する費用の実費に相当する金額とすること
 - ⑤日用品費
 - ・利用者本人が使用する物品の購入に係る実費に相当する金額とすること
 - ⑥利用者の選定によるサービスに要する費用
 - ・利用者の選定により提供される日常生活上の便宜に要する人件費及び事務費に相当する金額とすること
 - （日常生活上の支援の委託を受ける場合は、委託事務費と重複しないものに限る）
- ◆ 上記の金額の設定については、考え方や根拠を明確にして利用者に説明を行うとともに、指導監査等の求めに応じて提示ができるよう求めてはどうか。
- ◆ また、上記の金銭の支払いを求める場合には、その内容及び費用を記した書面を交付して説明を行い、契約を締結しなければならないこととしてはどうか。

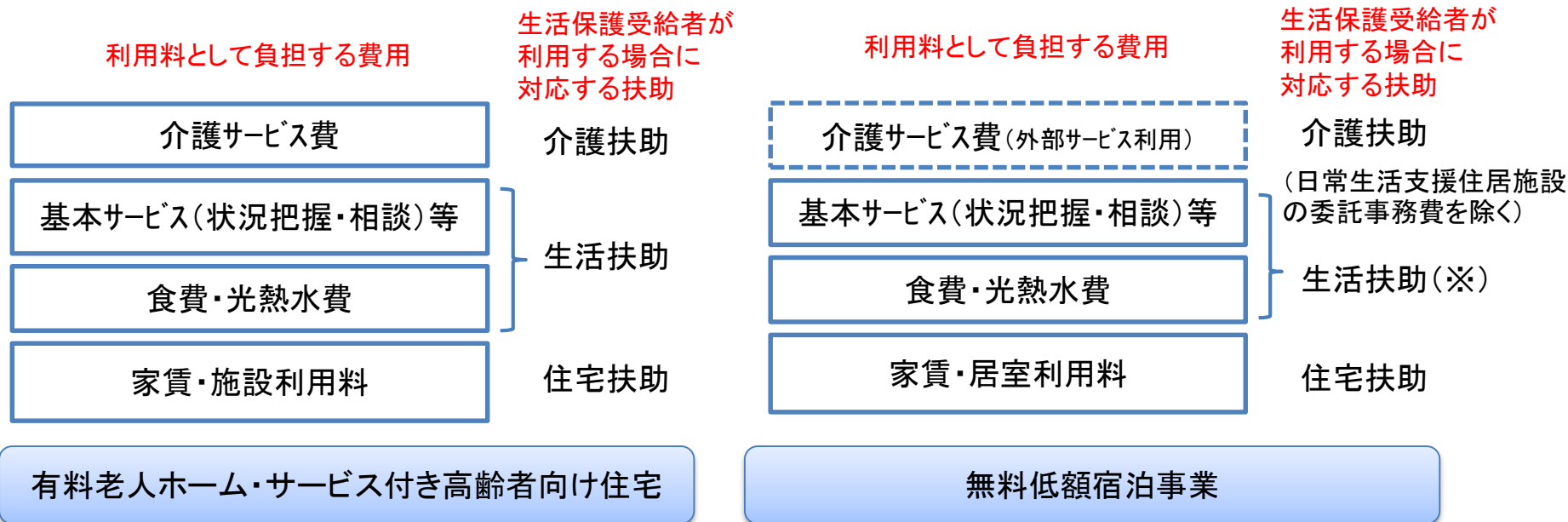
検討会における主な発言

- ・「利用者の選定によるサービスに要する費用」について、日常生活支援住居施設の認定を受けない無料低額宿泊所については設ける必要はないのではないか。何らかの必要があるとしても、不透明な名目で受領されることがないように、どういった費目だったら受領していいのか明確にしておかなければいけない。
- ・食事や家の提供だけで終わるといった利用者があるのか。何らかの支援が付随してくるのではないか。

検討会での議論等を踏まえた方向性

- ・委託事務費の内容・範囲については、以後の検討会での議論になる。
- ・無料低額宿泊事業は、利用者と事業者との契約に基づき実施されるものであり、有料老人ホーム等における費用負担等も踏まえると、契約に基づきサービス内容に応じた適切な費用の範囲であれば、サービス費用の受領自体を禁止することは適当ではないのではないか。

※ 単価の設定の考え方や利用手続き等にあたっては、利用者保護の観点から一定の基準を設けたり、利用者の意思に基づく選択性の確保を行う必要がある。



參考資料

他施設等の勤務体制の規定の例

	無料低額宿泊所	救護施設	宿所提供施設	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	都市型軽費老人ホーム
職員に関する基準	<p>【勤務体制】 規定なし</p>	<p>【勤務体制】 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ただし、利用者の処遇に支障が無い場合はこの限りでない ・直接利用者の処遇に当たる生活指導員、介護職員等(直接処遇職員)については兼業不可</p>	<p>【勤務体制】 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ただし、利用者の処遇に支障が無い場合はこの限りでない</p>	<p>【勤務体制】 原則として、 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ・適切な処遇ができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・夜間、深夜の時間帯は1以上の職員をおこななければいけない。</p>	<p>【勤務体制】 原則として、 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ・適切な処遇ができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・夜間、深夜の時間帯は1以上の職員をおこななければいけない。</p>	<p>【勤務体制】 原則として、 ・職員は、もっぱら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない ・適切な処遇ができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・夜間、深夜の時間帯は1以上の職員をおこななければいけない。</p>

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	認知症高齢者グループホーム	障害者グループホーム	福祉ホーム
職員に関する基準	<p>【勤務体制】 ・入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置</p>	<p>【勤務体制】 ・状況把握サービスを毎日1回以上提供 ・原則として夜間を除き、同一、隣接、又は近接する敷地にある建物に常駐(※)し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供 ※介護サービス事業所が委託を受ける場合は当該サービスに従事する者 ・上記以外の時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供</p>	<p>【勤務体制】 ・夜間、深夜の時間帯を通じて1以上の職員をおこななければいけない。 ・介護従事者のうち1以上の者は常勤でなければならない。 ・専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、他の職務に従事することができる。</p>	<p>【勤務体制】 ・職員は、専ら共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。なお、日中サービス支援型は、従業者のうち1人以上は常勤でなければならない。</p>	<p>【勤務体制】 ・規定なし</p>

施設長の勤務形態別施設数

定員規模別・職員配置数等別の施設数(常駐職員がいる施設)

(単位:か所)

定員数	施設長の勤務形態			常駐職員(常勤)職員数				常駐職員(非常勤)職員数			
	兼務	専従	計	1人	2人	3人以上	0又は未記載	1人	2人	3人以上	0又は未記載
～10人未満	47	22	69	19	3	12	35	18	6	5	40
10～14人	33	47	80	18	13	5	44	22	15	11	32
15～19人	24	46	70	19	11	2	38	22	4	18	26
20～24人	10	44	54	11	14	6	23	13	11	16	14
25～29人	10	34	44	6	11	4	23	12	7	14	11
30～34人	15	32	47	5	11	4	27	6	7	18	16
35～39人	3	35	38	5	16	2	15	4	5	19	10
40～44人	4	13	17	2	5	1	9	2	1	8	6
45～49人	4	19	23	1	7	1	14	3	2	10	8
50～59人	3	36	39	3	12	1	23	7	4	14	14
60～69人	0	24	24	3	8	3	10	3	2	15	4
70～79人	3	19	22	2	7	1	12	2	5	9	6
80～89人	0	8	8	0	2	0	6	0	0	4	4
90～99人	1	7	8	0	2	1	5	1	1	2	4
100人～	7	18	25	0	2	1	22	2	4	13	6
合計	164	404	568	94	124	44	306	117	74	176	201

定員数	施設長の勤務形態			常駐職員(常勤)職員数				常駐職員(非常勤)職員数			
	兼務	専従	計	1人	2人	3人以上	0又は未記載	1人	2人	3人以上	0又は未記載
～10人未満	68%	32%	100%	28%	4%	17%	51%	26%	9%	7%	58%
10～14人	41%	59%	100%	23%	16%	6%	55%	28%	19%	14%	40%
15～19人	34%	66%	100%	27%	16%	3%	54%	31%	6%	26%	37%
20～24人	19%	82%	100%	20%	26%	11%	43%	24%	20%	30%	26%
25～29人	23%	77%	100%	14%	25%	9%	52%	27%	16%	32%	25%
30～34人	32%	68%	100%	11%	23%	9%	57%	13%	15%	38%	34%
35～39人	8%	92%	100%	13%	42%	5%	40%	11%	13%	50%	26%
40～44人	24%	77%	100%	12%	29%	6%	53%	12%	6%	47%	35%
45～49人	17%	83%	100%	4%	30%	4%	61%	13%	9%	44%	35%
50～59人	8%	92%	100%	8%	31%	3%	59%	18%	10%	36%	36%
60～69人	0%	100%	100%	13%	33%	13%	42%	13%	8%	63%	17%
70～79人	14%	86%	100%	9%	32%	5%	55%	9%	23%	41%	27%
80～89人	0%	100%	100%	0%	25%	0%	75%	0%	0%	50%	50%
90～99人	13%	88%	100%	0%	25%	13%	63%	13%	13%	25%	50%
100人～	28%	72%	100%	0%	8%	4%	88%	8%	16%	52%	24%
合計	29%	71%	100%	17%	22%	8%	54%	21%	13%	31%	35%

定員規模別・常勤換算職員数別の施設数(常駐職員がいる施設)

(単位:か所)

定員数	日中の職員配置(常勤換算)				
	0.1~0.9	1.0~1.9	2.0~2.9	3.0以上	0又は未記載
~10人未満	4	25	9	4	27
10~14人	1	56	5	2	16
15~19人	1	46	13	3	7
20~24人	1	34	11	4	4
25~29人	0	19	19	5	1
30~34人	1	23	19	3	1
35~39人	1	15	12	9	1
40~44人	0	5	7	4	1
45~49人	1	4	7	11	0
50~59人	0	10	14	15	0
60~69人	1	4	5	14	0
70~79人	0	1	11	9	1
80~89人	0	0	3	5	0
90~99人	1	0	5	2	0
100人~	0	2	4	18	1
合計	12	244	144	108	60

定員数	日中の職員配置(常勤換算)				
	0.1~0.9	1.0~1.9	2.0~2.9	3.0以上	0又は未記載
~10人未満	6%	36%	13%	6%	39%
10~14人	1%	70%	6%	3%	20%
15~19人	1%	66%	19%	4%	10%
20~24人	2%	63%	20%	7%	7%
25~29人	0%	43%	43%	11%	2%
30~34人	2%	49%	40%	6%	2%
35~39人	3%	40%	32%	24%	3%
40~44人	0%	29%	41%	24%	6%
45~49人	4%	17%	30%	48%	0%
50~59人	0%	26%	36%	39%	0%
60~69人	4%	17%	21%	58%	0%
70~79人	0%	5%	50%	41%	5%
80~89人	0%	0%	38%	63%	0%
90~99人	13%	0%	63%	25%	0%
100人~	0%	8%	16%	72%	4%
合計	2%	43%	25%	19%	11%

巡回を行う職員数に人数の記載があった施設の
定員規模別・常勤職員配置状況別 施設数

(単位:か所)

定員数	施設数 全体	常駐職員 無し	非常勤職員 配置	常勤換算1 未満
5人以下	21	11	12	11
6人	17	5	10	9
7人	7	1	2	1
8人	15	3	3	4
9人	9	0	2	3
~10人未満	69	20	29	28
10~14人	80	8	13	11
15~19人	70	4	8	6
20~24人	54	2	2	4
25~29人	44	0	0	1
30人以上	251	0	2	2
合計	568	34	54	52

定員数	施設数 全体	常駐職員 無し	非常勤職員 配置	常勤換算1 未満
5人以下	100%	52%	57%	52%
6人	100%	29%	59%	53%
7人	100%	14%	29%	14%
8人	100%	20%	20%	27%
9人	100%	0%	22%	33%
~10人未満	100%	29%	42%	41%
10~14人	100%	10%	16%	14%
15~19人	100%	6%	11%	9%
20~24人	100%	4%	4%	7%
25~29人	100%	0%	0%	2%
30人以上	100%	0%	1%	1%
合計	100%	6%	10%	9%

